

広域地方計画区域についての都道府県、政令市、経済団体の考え方

これまでに広域地方計画区域について、都府県、政令市、各ブロックの経済連合会、各ブロックの商工会議所連合会、及び各都府県商工会議所連合会から寄せられた意見のうち、圏域の設定に関するものをまとめると以下のとおり（平成 17 年 11 月 29 日までに寄せられた意見をまとめたもの）。

【 】内は、意見提出のあった団体名を記号で表したもの。

1. 具体的な圏域区分についての意見

- 南東北、北東北という分け方も検討すべき。【D】
 - ・東北 7 県は他区域に比べてその範囲が広範囲にわたっており、南東北と北東北との差は大きい。なお新潟県を南東北とすることに異論はない。
- 地域の自主性を生かすために、東北は 7 県であることが適当で、7 県であることにより、国家及び国土計画に貢献することができる。【J】
 - ・東北地方では、東北 7 県の枠組みを基本に自治体首長を中心に災害支援協定、社会資本整備、観光振興、産業育成、北東アジア交流などの地域課題に取り組んでおり、経済界もこうした事業を全面的に支援している。こうした戦略の立案や事業活動の推進は、今後策定される「広域地方計画」を実質的に先取りしたもの。
 - ・東北地方において、より近接性の高い地域として青森・岩手・秋田 3 県の連携や、新潟・福島・山形 3 県の連携、及び宮城・山形交流などが存在するが、基本となる 7 県連携の拠点は、日本海側にあつて政令指定都市昇格を控えた新潟と、太平洋側における政令指定都市仙台の 2 つの都市。新潟の地理的特性と拠点性によって、アジア諸国との交流強化や観光事業の促進など、東北の新たな地域戦略展開の可能性を大きく広げるもの。
- いわゆる東北 6 県を所与の条件とはせず、新潟県を含めたさらなる広域の圏域や、北東北 3 県といった 500 万人規模圏域等、幅広く検討すべき。【X】
- 東北 6 県はひとつの圏域として確固たる認識がなされており、「現実の社会経済活動における都道府県間の結び付きの強さ」という位置づけに東北 6 県の圏域は合致するものとする。【Y】
- 新潟県を含めた東北ブロックでは、数次の東北開発促進計画などを通じて、「縦軸」と「横軸」による、圏域全体をカバーしうる高速交通基盤の整備が進展し、広域ブロックの一体性の骨格となるラダー型の地域構造が形成されつつある。
 - そして、これらの基盤を活かし、東北インテリジェントコスモス構想など広域ブロッ

クを単位とした、全国的にもモデルとなる地域連携プロジェクトを展開してきたところ。

これからは、グローバル化の拡大・深化に対応して、成長著しい東アジアに面する日本海沿岸地域や、高次の学術研究機能や都市機能、産業機能などが先行して集積しつつある東北内陸地域、太平洋地域のネットワーク関係をさらに密にして、東北ブロックの国際的な存在感を高め、自立的発展を可能とすることが国土政策上も戦略的に重要。

こうした観点を踏まえ、日本海沿岸地域などにおける未完成の縦軸を整備しつつ、これまで培ってきた基盤を活かして、新潟県を含めた広域ブロックを単位として、自立的発展の展望を描けるよう、区域の設定を考えるべき。【p】

○ 国土の形成に係る計画は一貫した計画である必要があり、特段の事情がない限り、社会資本の蓄積の状況やこれまでの全総や首都圏整備計画との継続性を重視すべき。【U】

○ 社会経済の実態からすると、群馬は埼玉・栃木との結びつきが強く、次に東京との結びつきが強いので、群馬県は関東の枠組みが自然と考える。

関東を南関東とその他の区域を区分する考え方もあるやに聞いているが、これについては次のような疑問が挙げられる。【R】

- ・北関東では北関東道等の交通基盤も整備が遅れており、横の連携が弱いのが実情。大都市圏以外の枠組みは社会経済の実態を無視した区域設定につながる恐れがあり、また、大都市圏とその他の区域を分けて考える結果、両者に対立的な関係が生じる恐れもある。
- ・関東圏、中部圏、近畿圏の3大都市圏とその周辺に区分がなされた場合、それだけで6圏域の設定となり、全国で多くとも10圏域に収めることは不可能。
- ・現在の国の地方支分部局と異なる圏域設定となり、支分部局が増加する形で再編されることになれば、国の組織の肥大化につながり国民の理解が得られない。
- ・地方制度調査会で示された道州の区分と異なる。

○ 八都県市首脳会議において、広域地方計画の策定など新しい計画の策定に係る議論については、八都県市の共同した取組みにより、国へ働きかけていくことが確認されており、これを契機として、これまでの間、八都県市首脳会議首都機能部会では、広域地方計画のあり方などについて、地方自治体の立場から検討を行っている。

国土審議会圏域部会における調査審議についても、これらの取組みに配慮すべき。

【T】

○ 地方分権社会を実現するため、道州制への移行が必要。州の区域は、単に都道府県を合わせた区域とするのではなく、州が総合的な地域経営を展開することを念頭において、地理的条件や歴史的背景、産業の連関など多面的な角度から検討すべき。しかし、府県制と道州制を比較する上でのデータ一面での制約から、中部州の区域は、当面は、長野、岐阜、静岡、愛知、三重の5県を合わせた区域が妥当。【d】

○ 静岡県が圏域区分でどうなるかは悩ましい問題。

- ・静岡県は、経済圏でいえば、県中部以東は首都圏、県西部以西は中部圏になる。静岡県全体としては、首都圏との関係が強い。
- ・現在、静岡県は、経済産業省・農林水産省の区分では関東、国土交通省・金融関係の区分では中部圏となっており、事務的に不都合が多い。
- ・長野県、岐阜県と親密かといえ、歴史的にも、地理的にも繋がりは今ひとつ。これは、静岡県は東海道を中心に発達してきたところに起因。

永年に亘る県民生活圏に則した、同心円上の圏域区分を考慮すべき。【g】

- 圏域の設定に当たっては、各地域ブロックの持つ経済、社会、歴史、文化、自然、対外関係等の特性を重視するのはもちろん、現在行われている都道府県を越えた広域課題への取り組み状況に十分留意すべき。

関西においては、近畿ブロック知事会議が2府7県（福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島）を構成員として運営されているほか、同じ9府県をエリアとした関西広域連携協議会が府県を越える広域課題を解決するための官民の緩やかな広域連携組織として実績を挙げている。

さらに本年4月に関西の産官学によって設立した関西分権改革推進委員会では、今後作業が進められる国土形成計画における広域地方計画の策定は、9府県を区域とする「関西広域連合」の行いうる事務として最も有力なものの一つと想定し検討を行っている。

【L】

- 関西では、「関西は一つ」の理念のもと、関西（福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島）が一体となって、近畿ブロック知事会、関西広域連携協議会、関西分権改革推進委員会において、広域防災、環境、広域観光事業の実施、関西国際空港事業等各分野で取組を進めており、今般の広域計画の区域においても、当該区域での設定が基本となると考える。**【Q】**

- 他ブロックとの比較における人口規模のバランスと経済規模を裏づけとする自立力に着目するとともに、瀬戸大橋開通以来、鳥取、島根、岡山、徳島、高知、香川の日本海から太平洋を結ぶ、先の国土計画（地域連携軸の交流）に基づく中四国の南北軸交流を推進してきた経緯に鑑み、世界に誇れる景観を有し、海の路でもある瀬戸内海を共有する中国・四国の9県が一体的な圏域となる「中四国州」を道州制導入における区割り（広域地方計画区域）とすることを目指すべき。【j】

- 圏域の設定では、人口・経済規模という視点だけでなく、地理（水系、山系他）、歴史、文化、経済など多様なつながりを勘案した上で、検討することが必要。こうした視点、考え方で検討した場合、以下のことから区域として、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の5県からなる中国地方が適切。【W】

- ・道府県間の交流データによる交流圏の形成状況から、中国地方は1つの圏域。
- ・圏域に対する住民の意識という面でも、企業に対するアンケート調査によれば中国地方という意見が過半を占めている（アンケート調査は道州制の範囲について）。

- ・高速道路網の整備進展に伴い、中国地方内の結びつきも強まりつつある。また、経済的な自立の難しい山陰側に対し、相対的に経済力の強い山陽側が共存する方向で連携していこうとする気運も生まれつつある。
 - ・中国地方は既存のブロックの中では、人口・経済規模的には小規模なものの、欧州の中規模国家と同等であり、一つの圏域として十分な規模を有している。
- 広島県を含む広域地方計画の区域は、中国ブロック（中国5県）を単位とすべき。【t】
理由
- ・広島県分権改革推進審議会において、「政治・行政的、経済的、社会的、歴史・文化的なつながり」を関連指標に基づき分析した結果、中国ブロック（中国5県）としての繋がりが強く、中国ブロックと四国ブロック（四国4県）は、それぞれ独立して一体的な圏域として捉えられること。
 - ・全国総合開発計画や、地方開発促進計画では、これまで中国ブロックと四国ブロックは別々に策定されており、このブロック割は、永年にわたって国民、地域に定着していること。
 - ・太平洋から瀬戸内海を経て、日本海に至るまでの自然的条件の違いや、瀬戸内海を2本の架橋のみで結んでいる地形的条件を踏まえれば、災害対応など危機管理からも中国ブロックと四国ブロックを一体的なものとして捉えることは到底できない。
 - ・近隣県や、地域経済団体等がとりまとめた都道府県再編に関する報告書では、「中国ブロックと四国ブロックは、別」との意見が多く出されていること。
- 地域の帰属意識・一体感、デンマークやポルトガルなどに匹敵する人口・経済規模、人・モノの動きや企業活動の面での結びつきの強さ、社会資本の総合的・効果的な整備を進めるに当たっての島という地理的なまとまり、国の主要出先機関が「四国」と「中国」それぞれ別に管轄しているものがほとんどであることを踏まえて、従来の全総・開発促進計画と同様、「四国地域」を対象に計画を策定すべき。【A】
- 自然、経済、社会、文化等の観点を踏まえながら、都道府県を越えた広域的な課題の解決が図りうる地域設定、また、東アジア諸国などと独自に国際交流、連携を行う力を有する自立した地域設定が必要と考える。
九州、とりわけ北部九州は、中国・上海を中心とする東アジア経済圏に位置する人口規模1,300万人を擁し（EUのオランダに匹敵）、21世紀の我が国の成長のエンジンになりうる地域ブロックである。【G】
- 広域地方計画区域を設定する上で、「九州」という一体感や「九州は一つ」としての取組の実績、また、道州制が導入された場合、道州が国の出先機関等からの大幅な権限移譲の受け皿となることを踏まえると、「九州」が一体となった区域がよいと考えている。【1】
- 地勢的・歴史的背景等を考慮しつつ、都道府県をまたがる高速交通網、人・物の交流

状況等を踏まえたうえで、地域の特性と創意工夫を最大限に活かすことができるような区域の設定を希望する。

特に九州においては、九州観光推進機構の設立や産業廃棄物税の一斉導入などといった、各県の共通課題についての政策連合が徐々に広がっている。また、道州制に関する議論も、九州地方知事会をはじめとする行政分野のみならず、各種経済団体等の民間分野においても活発に行われている。

こうした一体的な取り組みが行われている状況については、特に十分な配慮が必要である。【m】

2. 圏域設定に際しての考え方

<グローバル化の視点>

- これからの圏域は、社会経済のグローバル化の進展を踏まえ、自立的で広域的な経済交流圏域の形成を目指すために、国際交流インフラを備えた産業経済活動の一体性を重視した区域設定の考え方がある。その場合、各圏域における対アジア戦略の構築という観点も十分踏まえて検討する必要がある。【O】

<社会、経済、自然、歴史、文化等の視点>

- 圏域設定においては、何を目的にした圏域であるかをより明確にし、「自然・歴史・文化的な条件」と「社会・経済的な条件」のどちらを優先すべきかの議論を十分に行うことが先決である。個別の都道府県名を掲げての議論は慎重に対応すべきである。【n】
- 成熟した社会を実現するために、山や水等の自然環境、美しい景観や自然の中で育まれた文化、これらを活かした広域観光など、自然的・文化的な一体性を重視した区域設定を検討することも必要である。【O】
- 人口規模や経済規模も重要な要素であるが、これらだけにとらわれず、住民の目から見た地域としての一体的な発展という視点も意識しながら検討すべきである。すなわち、自然条件（海や山など）、社会基盤（道路や河川）、歴史・文化の視点も重要視すべきである。経済や観光などは、地域のまとまりをはるかに越えたかなり広い範囲で活動が行われているように感じる。【P】
- 広域地方計画区域の設定は、全国的な視野に立ち、地理的、歴史・文化的、社会・経済的な諸条件などを総合的に勘案して検討すべき。【o】
- 区域の設定に当たっては、自然、経済、社会、文化等の視点から新たに分析すべき。【s】

<圏域の規模>

- 人口・経済規模を考慮して、現在の地域より大きな圏域を人為的に設定することが必要とは思えない。【C】

- ・小さなブロック圏域でも、世界的には一国に相当する人口や経済規模を有している点を肯定的にとらえるべき。欧米諸国では、我が国のブロックよりも小さな地域や地方都市が、それぞれの地域の特色を活かしながら、自立、発展している例が多数みられる。
- ・グローバリゼーションの進展への対応という視点から一律に大規模な地域をつくるのではなく、むしろ、地域ごとに規模や産業構造、文化、生活様式に差異があることを当然のこととし、例え経済的な規模が相対的に小さい区域でも、地域特性や個性に応じて発展することを支援するための「国土形成計画」であり、「圏域」の設定であるべき。
- ・メンテナンス、維持・更新の時代を迎え、一つ一つの設備や施設を丹念に見ていくことが重要となっており、それふさわしい「圏域」は、むしろある程度「コンパクト」にまとまった地域である。

- 圏域の規模については、全体の人口規模だけではなく、年齢構成別人口や人口推計値などの視点を加えるのはどうか。【V】

<住民の意向>

- 地域住民にとって受け入れやすい圏域とすべき。【C】
 - ・現実の社会経済活動における県間の結びつきは、最も重視される視点。
 - ・主役である地域住民の生活や住民感情への十分な配慮が必要。
 - ・自然条件、歴史的・文化的背景の類似性は、地域住民が地域エリアを意識する重要な要素。
 - ・日頃、耳にしている地域の呼称は、地域内外の人々の意識に定着しており、受け入れやすい圏域の単位として尊重すべき。

<既存の広域的な取組の重視>

- 近畿開発促進協議会はじめ、既存の広域的な連携の取り組みを大切にすべき。広域地方計画の区域設定が地域主導の様々な広域連携の取り組みにマイナスの影響を与えることを懸念。【e】

<他計画との整理・整合>

- 国民等に対し、計画の分かりやすさという観点は重要で、広域地方計画を策定する上では、既存の計画である社会資本整備重点計画（地方ブロック計画）等諸計画との整理・整合を図るとともに、それぞれの計画における計画区域についても基本的に整合を図るべき。仮に、各々の計画上の取扱い（計画区域）が異なる場合、どう調整し、計画形成を図っていくかが大きな課題。【S】
- これまでのブロック計画的なものである首都圏整備計画や社会資本重点整備計画等既存の計画の果たしてきた役割などについても十分考慮し、また、それぞれの計画間の関係性や役割等についても整理した上で圏域を設定すべき。【s】

- 現在の大都市圏整備法との関連について整理が必要。【u】

＜圏域の重複等柔軟な圏域設定＞

- 広域地方計画を策定するに当たり、47都道府県をいずれかの圏域に区分することが必要であるとの考えは理解できるが、住民の生活活動は、圏域区分とは関係なく行われるため、圏域の境界に属する都道府県にとっては、強制的に一つの区域に区分されることは、生活実態を無視することにも繋がりがねない。そこで、本県は、道州制に関しては「四国」「中四国」「関西」のそれぞれの可能性を持っており、知事会関係も「四国知事会」「中四国サミット」「近畿ブロック知事会」の3ブロックに所属している等の事情があることから、「重複なく」の部分について、重複して所属できるような例外を是非設けるべき。【H】
- 圏域については近畿圏、中部圏整備法に基づく計画と同様、重複も必要と考えており、重複を可能とすべき。仮に重複なく設定されることになる場合であっても、他圏域の計画への記載については、幅広く関係団体に係る記載ができるよう、また、他圏域の協議会への参加についても、自由度の高い参加の機会が与えられるべき。【K】
- 実態に応じた圏域設定のためには、必ずしも区域重複を排除するのではなく、柔軟な対応も必要。【Q】
- どのような区域設定をしても、その区域の境界を越える課題が存在。計画の実効性を重視するなら、地域の多様な課題に応じて柔軟に区域を捉える視点が必要。課題を解決するのに適切な区域を分断するような形での硬直的な区域設定にならないようにすべき。【e】
- 地理・歴史・文化・経済等の実態や関係府県による現行の様々な連携の実態を考えると、正式な区域としても重複する区域設定を認めるべき。【h】
- 広域地方計画区域については、以下の考え方から、地方の実態が反映されるよう重複を前提としたものとすべき。【k】
 - ・圏域の多様性を前提とした重層的な区域設定とすべき。
 - ・地方ブロックと地方ブロックの結節点に位置する県にとっては、一律的・単線的な枠組みによる区域設定は、今後、隣接県との広域的な行政課題に取り組む際の足かせとなることが懸念。
 - ・重複なく、隙間なく区域を設定することについては、法律に規定されていないことから、最初から重複した区域設定を認めるべき。
 - ・広域地方計画区域を重複なく、隙間なく設定することは、結果として道州制の議論に結びつき、経済性・効率性に偏った「住民不在」の枠組み論をますます助長するおそれがある。

- 国の地方支分部局の圏域が省庁ごとに必ずしも一致していないことから分かるように、地方においては行政分野ごとに異なった圏域に基づいて行政運営が行われている実態があるにもかかわらず、国土形成計画上「重複なく、隙間なく」圏域を設定することには無理がある。

「自然・歴史・文化的な条件」と「社会・経済的な条件」が大きく異なり一つの圏域に決めることに無理がある県については、(隣接した地域の協議会にオブザーバー参加するという方法ではなく、) そもそも重複した圏域の設定をすべきである。【n】

- 産業、環境、文化など多様な政策課題に応じて、隣県をはじめ様々な県との複数のパターンを設定して連携している実態などを踏まえ、1つの県が複数の区割りに属することも柔軟に認められるようにすべき。【p】

- 各都府県境を越えた広域的なつながりは、それぞれの地域の自然、経済、社会、文化等を背景に多様なものがあり、一律に線引きを行うことは非常に困難である。

したがって、区域の重複設定は認めるべき。

仮に不可能であれば、計画区域の設定を行うとしても、それが唯一絶対のものではないことを踏まえ、計画区域にとらわれない多様な広域連携、交流を活かす仕組みもあわせて検討すべき。【q】

- 「近畿」という圏域が設定された後でも、圏域内で特色のある区切りができるような柔軟な対応が必要と考える。【I】

- 圏域を跨ぐ課題を解決するために、圏域とは別に、課題ごとの政策区域が圏域を越えて設定されるような仕組みを構築すべき。

例えば、現状において、富士箱根伊豆国立公園を中心とする山梨・神奈川・静岡を跨ぐエリアで、火山地震防災や観光振興などの政策が機能していることから、仮に1都3県若しくは関東の8都県を圏域とした場合には、こうした圏域を跨ぐ取組について、計画に位置づけられるよう留意すべき。【i】

- 廃棄物や防災対策等、圏域をまたぐと考えられる課題に柔軟に対応できるような仕組み・システムが必要。【s】

<道州制との関係>

- 広域地方計画の区域割は、道州制の区域割とは、制度上別とは言え、広域地方計画区域がおよそ半年程度の短い議論で従来と異なった枠組みで拙速に決定(平成18年度前半までに政令で決定)された場合、今後の道州制の議論に与える影響が大きいものと懸念されるため、現在の地方開発促進計画等のブロック割を基本に決定すべき。【t】

- 広域地方計画区域については、道州制実施時における「枠組み」とリンクして考える

ことがないようにすべき。【H】

- 道州制の区域は総務省、広域地方計画区域は国土交通省という従来の省庁縦割りではなく、国として一体として検討すべき。【a】
- 将来、道州制が導入されるならば、基本的には、道州制の考え方と整合性をもたすべき。【g】
- 道州制の議論もある中、地域の意見も聞きながら、独立した行政・経済運営が可能な範囲と規模になるよう検討すべき。【E】
- 「道州制」を新計画に位置付けるのかどうかを、また、位置付けないとしても、策定作業の中で「道州制」に対する考え方を明確に示すべきである。【I】
- 地域ブロックについては、道州制の議論とも関係するなど都道府県の今後のあり方に密接に関係する問題。今後の地方制度の見直しを見極めながら慎重に検討することが必要。【N】
- 広域地方計画の区域設定は、道州制の議論とも関連していくことも想定されるため、慎重に検討を進めていく必要がある。【O】
- 広域ブロック計画の内容が決定されていない段階で、枠組みだけ先行させることには否定的。特に、広域地方計画区域が、道州制の区域決定に影響を与えるとすれば、広域地方計画区域の手続きは慎重に扱われるべきで、その前提として地方公共団体等との十分な議論と調整が必要。【R】
- 現在、全国知事会道州制特別委員会や地方制度調査会において道州制の議論が進められていることから、それらの議論等を踏まえて検討すべき。【X】
- 地方分権・道州制の議論を踏まえ、財源と権限の委譲など社会システムの変化も見据え、圏域の設定も検討すべきである。【Z】
- 広域地方計画区域いわゆる地方ブロックの形成は、都道府県合併や道州制議論を視野に入れて議論すべき。【u】

<広域地方計画の目的、役割>

- 広域地方計画の目的や計画内容がある程度はつきりしないと、どの自治体と一体的な圏域を作るべきなのか判断が難しい。広域地方計画を作る目的、広域的に計画を作るべき事項の大まかな整理は必須と考える。【Z】

- まず広域地方計画の策定目的と役割を改めて整理した上で検討すべき。また、区域の検証に当たっては、地方公共団体や関係団体の参画のもと、共通の認識が持てるような体制で検討すべき。【a】
- 広域地方計画に何を盛り込むかによって、圏域が明らかに変わってくる。種々の分野で、地域の結びつきが従来と比べ変化している昨今、先に圏域を決めることが果たして良いのか疑問。圏域については、計画に盛り込む内容によってそれぞれ検討すべき。【b】
- 平成18年度前半に区域割を決めることは、全国計画の方向性も定まらず、地方の意見を聞くという国の具体的な対応方針も決まっていな中で、時期尚早ではないか。
国土審議会の圏域部会で取り決めるとのことだが、全国知事会で議論する内容とも思える。
そもそも区域割に重要な意味があるのか。区域割に重要な意味があるのであれば、整備新幹線などの重要インフラのプロジェクトが広域地方計画にどのように位置付けられるかなど、広域地方計画が地方にどのような効果、メリットをもたらすのかを説明すべき。メリットが理解できないまま、圏域だけ先に決められては、県民に対する説明責任が果たせない。【r】

<その他>

- 地方分権が進展するなかにあつて、国が特定の地域区分を一方的に定めるべきではない。【k】
- 国土形成計画の意義やねらいが、地方においては十分に浸透していない中で、圏域設定の議論のみが先行しすぎている。【n】
- 地域的・社会的な一体性や歴史的経緯、国の地方支分部局の配置状況等を勘案して広域地方計画区域を決定すべき。【B】
- 圏域設定は、社会、経済、自然、歴史、文化の視点からして関係地域の自発的、主体的意志に相当量任せべき。【F】
- 圏域の設定については、広域的な施策を効果的に実施すること、現実の社会経済活動における一体性などを視点として議論されているが、どのような点を重点に置いて考えていくのか。また、国と地方との考えが異なる場合、どのように調整を行うのか。【V】
- 歴史的・文化的な経緯や人的・経済的な交流の実態を踏まえた、域内相互の連携を支え発展に資する枠組みとしての適切な圏域設定をすべき。
個々の県の意思の尊重と、これまでの地域連携の経過を踏まえた関係する圏域構成県全体の意向の尊重との調和がとれた圏域設定をすべき。
個々の圏域が国土の中で自立的な単位として存立する可能性も見据え、「その圏域とし

てのまとまり」があり、「各圏域間のバランスも取れている」ような圏域設定をすべき。

圏域設定のそのその意味づけ、位置づけが依然として不明確。現状の結びつきのみならず、将来に向けてどのような視点を優先するかによって、圏域設定は当然異なってくる。【c】

○ 飛地的な広域連携や地域主導の国際的な連携の取り組みも広がりを見せていることから、既存のブロック割に拘泥しない対応をすべき。広域地方計画の区域は、様々な広域区域の捉え方の一つと考えており、あまり道州制を意識せず、簡単に決めたらよいのではないか。【e】

○ 区域設定については、現在の社会・経済等の実態から検討するだけでなく、将来的に予想される広域的課題や、今後計画されているまたは既に整備が進みつつある社会資本等を考慮して検討すべき。【h】

○ 以下を実現するための最適な区域を選定することに、圏域を設定する意義がある。【i】

- ・地域特性を踏まえ、地域自らが一体性のある将来ビジョンを共有できるようになること
- ・将来ビジョンの実現に向け、都府県域を越え広域的に取り組めるようになること
- ・都府県域を越えて活動するNPOや民間企業など、多様な主体の参加・連携が、容易になること

○ 第2回圏域部会までに行った分析に加え、環境や防災など生活環境に関する住民需要や民間企業の活動範囲の広がりなど、生活圏や経済圏の実態にも留意すべき。【i】

○ 地域ブロックの中での国・県・民間・その他の役割分担の基本的考え方が必要であり、内政制度改革として、国の地方支分部局の整理統合を考える必要がある。

地域ブロックの形成にあたっては、生活圏、経済圏、交通圏等を実質的に形成する都府県で、地域ブロックとして何をめざすかなどの議論が進むことで、自主的な判断に基づき推進されるべき。

国土形成計画法で首都圏、近畿圏、中部圏についてそれぞれの圏域を設定することとなっているが、人口や都市規模等から、当該圏域の施策がその圏域内にとどまらず、国の施策をはじめ全国や国民に与える影響が大きいことから、十分な議論や調査が必要。

【u】

3. 地域ブロックの役割

<総論>

○ 各地域ブロックの役割は、これまでの議論や各地域ブロックの各分野におけるビジョンに加え、21世紀の潮流、将来の日本のあるべき姿も踏まえ、総合的な国土形成の推進という大きな視点からの議論が望まれる。【B】

- 我が国は、首都圏または大都市圏相互のネットワークが分断されると、機能麻痺状態に陥る脆弱な構造を有している。ネットワーク補完、拠点分散といった機能も、地方が担う大切な役割の一つであり、この点を考慮した圏域を設定すべき。【C】
- 国家的な視点から、各ブロックの役割等をどのように位置づけるのか、国主導で示すことが必要。ブロック相互がシナジー効果を期待できるように、隣接ブロック等他の地域との連携を踏まえた視点と仕組みが必要。その上で、特にブロック間の連結部分については、ブロックの末端ではなく、玄関と位置づけるべき。【E】
- 地域ブロックの役割として以下の点が考えられる。【W】
 - ・雇用の場を提供し、大都市圏への人口流出の歯止めとなる
 - ・自立的な経済圏の形成
 - ・地域の自然・歴史・文化を継承し、多様な社会を維持
 - ・循環型社会への対応
 - ・広域的災害等への対応
- 地方圏は、緑地保全という役割を有しており、放棄田や放棄林の問題について対応すべき。
大都市圏以外の地域においては、「二地域居住」の受け皿となる施策を推進すべき。
災害時のリダンダンシーという面から、特に大都市圏以外の情報通信ネットワーク構築を推進すべき。【q】
- 各地域ブロックの役割については、究極的には道州制の議論とも関連すべき課題であり、地方制度調査会等と十分連携を図りながら検討すべき。【s】
- 世界的な経済成長の中で、国際的に知名度を増すには、都府県ごとの国際化だけではなく、各地域ブロックが存在感を示すことが必要。そのためにも各地域が個性を発揮し、経済的に自立することが各地域ブロックの役割である。【u】

＜個々のブロックの役割＞

- 東北7県が国全体の中で果たすべき役割として、緑豊かな環境資源と産業・生活が調和した地域モデルを実証することがあげられる。【J】
- 各地域ブロックの役割および目指すもの【d】
 - ・世界的な産業技術の中核拠点
 - ・世界に開かれた国際交流圏の形成
 - ・中部州の実現
 - ・魅力と個性に溢れる地域の形成
 - ・地球に優しい環境先進地域

- アジアの時代、環日本海時代に対応するため、日本海沿岸地域の港湾・空港などが有効に活用できるように考えるべき。【q】
- 関西は産業科学技術の振興、観光・文化の育成、環境保全、都市再生、防災・危機管理機能の強化（首都代替機能の保有を含む）、国際物流拠点機能の強化、様々な基盤整備等を通じて、地域の総合力・競争力を高め、東京への過度の一極集中を是正しうる持続可能な国土構造の形成に寄与していく必要がある。【L】
- 首都圏が直下型地震などで壊滅的被害を受けた場合も含め、我が国の中枢機能をいつでもバックアップできる体制を首都圏以外の地域に早急に整備する必要がある。地域ブロックの役割として、首都のバックアップ機能についての役割を付与させることを検討し、位置付けも行うべき。大阪・関西は、交通網等都市インフラが充実していることに加え、西日本における中核的機能が集積・立地しており、こうしたポテンシャルを活用し、大阪・関西が政治、行政、経済の中核機能を代替することについて、国土形成計画に明確に位置づけすべき。【Q】
- 九州ブロックの役割として、物流・産業におけるアジアへの橋頭堡、環境・食糧・エネルギーの分野での持続可能な都市経済のモデル地域、少子高齢社会における地域づくりモデル。【E】
- 九州は、我が国の成長力を支える地域として、アジアをにらんだ国際競争力に関わるインフラ整備を重点的に進めることにより、海外の知的人財（ビジネス戦略を主導できる人材）を呼び込める魅力のある地域としての役割を担う。【G】
- 九州は、今後の発展が期待されるアジアに近接するという地理的な強みを活かし、国際的な地域間・産業間の交流促進やヒト・モノの交流拡大を進めるとともに、国家存立の基礎である「食料」の確保を担う地域として、九州の特性・ポテンシャルを活かした産業振興に取り組むことにより、九州全体、ひいては我が国全体の発展を担っていく地域であると考えている。【I】
- 九州は、アジア、特に東アジア地域と地理的に非常に近接しており、東アジアの国々との歴史的・文化的つながりが深く、経済的・人的交流も活発である。この特性を活かし、今後もこうした東アジア地域との交流を深め、ひいては日本と東アジア諸国の窓口となることが求められる。
 また、温暖な気候や、離島・温泉などの豊かな自然といった地理的条件に恵まれた九州は「癒し」の地として、国内のみならず海外からも観光客を集めている。今後も引き続き海外からの観光誘致に努めるとともに、国内では二地域居住などの新たなライフスタイルの受け皿として機能する必要がある。
 さらに、九州は「カーアイランド」「シリコンアイランド」として戦略産業の集積が

進んでおり、また「食糧供給基地」とも呼ばれている。今後は国際競争力のさらなる強化に努め、日本の成長に貢献することが求められる。【m】

4. その他

- 圏域の検討に際して、地域に根付き始めた広域連携等の活動を後押しする観点から、「多軸型国土構造形成」という考え方をベースとした活動が拡がりつつあるという地域の実態を考慮すべき。【C】

- 地域ブロックの必要性は大いに認めるが、各広域的地域ブロック間の連携、連絡、調整をどうするか、その方向性を示す必要がある。各地域ブロックの超広域的連携があつてこそ、各々のブロックが活けると考える。については、4つの国土軸による超広域的連携を国土形成計画に明記すべき。【M】

- 圏域外他地域との連携なども極力盛り込んだ内容とすべき。【U】